

HP ヒューマンプライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
 株式会社ヒューマン・プライム
 東京都中央区日本橋人形町1-18-9
 ATビル5F 〒103-0013
 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

異なる事業場でも労働時間は通算する

労働時間通算規定を適用

労働新聞7月8日号より

2019年7月8日付労働新聞にて異なる事業場での労働時間の通算規定の適用について、三重・伊賀労働基準監督署（以下労基署）が指摘し、送検したという記事が記されていますのでご紹介いたします。

■会社側の指摘前の状況

同一の代表取締役の会社2社のうち、1社のみ36協定（1日7時間・月104時間）を締結していた。

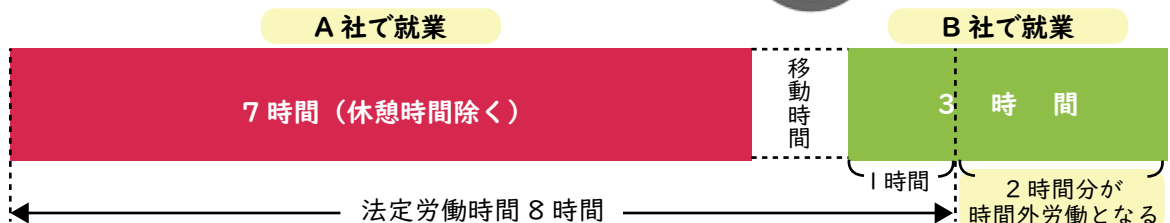
■労基署が指摘している問題点

- ① 36協定を締結している会社でも1日・1ヶ月の限度時間を超えて労働させている労働者がいる。
- ② 異なる2社で就業させた労働者について、2社の労働時間を通算し法定労働時間を超えた場合は時間外労働になるが、1社でしか36協定を締結しておらず、違法な時間外労働をさせている。また、同一の代表取締役の関連会社2社の労働であり、両会社側は、2社の労働時間を通算して時間外労働が行われていたとの認識はあつたはずである。

これらの改善には、36協定で締結した労働時間を順守することは当然ですが、**事業場ごとに36協定を締結しなければなりません。**

■労働時間の通算のイメージ（事例）

例えば、A事業場で7時間労働し、B事業場へ移動し、3時間労働した場合は、以下の図のように時間外労働時間を算出します。



* 政府が副業・兼業を進めていく意向を打ち出しているように、異なる事業場で労働する労働者は増加していくものと考えられます。会社が副業・兼業を認める場合、労働者がいつどこでどれくらい労働するかを把握し、労働時間を管理することが非常に重要になっていくものと思われます。

違法残業により送検 別の事業場で働かせる

伊賀労基署

三重・伊賀労働基準監督署（久保田洋一署長）は違法な時間外労働をさせたとして、中西総合運輸㈱とウエストウインド㈱および両社の代表取締役を務める男性らを労働基準法第32条（労働時間）違反の疑いで伊賀区検に書類送検した。同代表取締役は労働者1人を中西総合運輸で働かせた後、ウエストウインドで働かせた。労基法は異なる事業場でも労働時間を通算するとしており、ウエストウインドでの労働を時間外労働と判断した。中西総合運輸では36協定の限度時間の超過があり、ウエストウインドは36協定を締結していなかった。送検されたのは中西総合運輸、ウエストウインド（ともに三重県伊賀市）と両社の代表取締役および中西総合運輸の統括部長の計2社2人。両社は道路貨物運送業を営む関連会社であり、同一人物が代表取締役を務め、108時間56分の時間外労働をさせた。1日の限度時間違反も認められており、最大で25時間3分の連続勤務があった。他にも限度時間を超えている労働者がいたという。また、同代表取締役は30年2月の1カ月間、36協定を締結せず、ウエストウインドの労働者1人に68時間24分の違法な時間外労働をさせた。同労働者は中西総合運輸で勤務した後、ウエストウインドに出動していた。労基法第38条は、労働時間は異なる事業場でも通算すると定めている。違反は労働者の申告で発覚した。違反の理由については同代表取締役は「受注を断れなかった者が同法上の義務を負う」と供述しているという。中西総合運輸は29年7月25日に違法な時間外労働が発生していることを、働で送検されており（本紙3124号4面既報）、今回が2度目となる。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。